

# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

TESEC Corporation

最終更新日: 2016年7月8日

株式会社 テセック

代表取締役社長 田中 賢治

問合せ先: 総務人事部 岩田 勉

証券コード: 6337

<http://www.tesec.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、変化の激しい経営環境下において企業競争力を強化しつつ企業価値の継続的な向上を図るとともに、経営監視体制を一層充実させ、経営の健全性、透明性、迅速性を高めていくコーポレート・ガバナンスの構築を経営の重要な課題として捉えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 紘子	497,600	8.30
村井 昭	352,100	6.09
テセック社員持株会	246,900	4.27
山村 博	230,400	3.99
日本生命保険(相)	186,000	3.22
秋元 利規	180,000	3.11
勝田 知男	177,100	3.06
北田 則行	173,000	2.99
富谷 弘	170,900	2.96
(株)りそな銀行	164,000	2.84

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情



## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
南 忠良	他の会社の出身者										
舛川 博昭	公認会計士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南 忠良	○	○	——	他社の取締役としての見識と経験を有し、社外取締役として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断したからであります。 なお、一般株主との利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しております。
舛川 博昭	○	○	舛川公認会計士事務所 所長	公認会計士としての見識と経験を有し、企業会計の専門家として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断したからであります。 なお、一般株主と利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しております。

#### 【監査等委員会】

## 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

## 現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、定期的に会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行い、監査の実効性を確保する体制となっております。内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の業務執行状況について、法令や社内規程等の順守状況や、経営において合理的かつ効率的に運営されているかを定期的に監査し、社長に報告することにより内部統制の充実を図っております。同時に監査報告書を監査等委員会ならびに会計監査人に回付することで、監査等委員会監査、会計監査人による会計監査の遂行を図る体制をとっております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

## その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 業績運動型報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

平成17年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年6月に役員賞与を廃止したことに伴い、業績運動型報酬制度へ移行いたしました。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

取締役報酬の個別開示は行っておりませんが、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年3月期における報酬につきましては、次のとおりです。  
取締役に支払った報酬68百万円

### 【社外取締役のサポート体制】

現在、監査等委員の職務を補助する専門部門・スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて専任スタッフを置くことにしております。  
なお、スタッフの任命・異動等人事権に係る決定は、事前に監査等委員会と協議のうえ、取締役から独立性を確保いたします。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営の方針や法令などで定められた事項およびその他経営に関する重要事項の決定、報告は、原則毎月1回開催する取締役会の他、必要に応じて臨時に開催される取締役会で行われます。業務執行上重要な事項や諸課題については、監査等委員でない取締役で構成され、原則週1回開催される経営委員会で審議が行われ、同委員会が社長による業務意思決定を補佐しております。

監査等委員会は3名で構成されております。構成は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名であります。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、取締役会その他重要な会議の出席や調査などにより、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。

内部監査部門は、社長直轄組織の内部監査室(室員3名)を設置しており、年間監査計画を毎期策定し、社内の各部門監査を定期的に実施することにより、内部統制機能の充実を図っております。

また、会計監査につきましては、会計監査人は有限責任あずさ監査法人を選任しており、監査等委員会および内部監査室と必要に応じて相互に情報交換および意見交換を行うことによって監査の質的向上を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能と経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る目的から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員取締役3名中2名が社外取締役であり、それぞれの社外取締役は、他社の取締役および公認会計士としての見識と経験を有しており、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができる実効性の高いコーポレートガバナンスが実現できるものと考えております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

補足説明

その他

ウェブサイトへの招集通知の掲載

#### **2. IRに関する活動状況**

補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

決算に関する説明会を定期的に開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

決算情報(決算短信、四半期決算短信)、適時開示資料、財務情報、決算説明資料等を公開しております。  
(URL <http://www.tesec.co.jp>)

IRに関する部署(担当者)の設置

IR担当部署 : 総務人事部 総務グループ

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況**

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

平成18年3月にISO14001を認証取得しております。

## **IV 内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

#### **1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- (1)当社ならびに子会社の取締役および従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守し行動するための指針として経営理念に則った「行動規範」を定め、これを周知徹底する。
- (2)コンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス総括責任者(役員)を任命し、コンプライアンスの推進、教育を実施しコンプライアンス尊重の意識を醸成するとともに、従業員が法令、定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として「社内通報制度」を確立する。
- (3)法令、定款および社内規程の遵守状況および業務の効率性等の監査を社長直轄の内部監査部門が実施し、結果を社長および監査等委員会に報告する。

#### **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- (1)「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- (2)取締役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。

#### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理について責任体制を明確にするとともに、組織横断的リスク対応は当社社長が議長を務める経営委員会が行う。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催し、「取締役会規則」および「取締役会決議事項運用基準」による重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成される経営委員会を原則週1回開催し、取締役会への付議事項の事前審議を行うとともに、業務執行に係る意思決定を機動的に行う。
- (2)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、各々の責任者および責任・執行手続きの詳細を定める。
- (3)子会社においても定期的に行われる定時取締役会および随時開催される臨時取締役会において経営の重要事項および個別案件の決議を随時行う。

#### **5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1)当社は、子会社から営業成績、財務状況その他経営の重要事項に関する報告を行う体制を定めた「関係会社管理規程」および「海外現地法人管理基準」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、グループ全体としての経営管理体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確立する。
- (2)当社は、子会社がグループ計画に基づいた施策と効率的な業務運営を図るために、子会社への役員の派遣を行うとともに定期的に子会社連絡会議を開催し、必要事項を取締役会・監査等委員会に報告させる。

#### **6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびに当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 および当該従業員に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項**

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、従業員を配置する。
- (2)当該従業員の任命・異動・評価・懲戒等人事権に係る決定は、監査等委員会の同意を得ることとする。
- (3)監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員(または監査等委員会)の指揮命令下で職務を遂行する。

#### **7. 当社および子会社の取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1)当社ならびに子会社の取締役および従業員は、当社および子会社の業務または業績に重要な影響を与える事実、職務上の法令違反または不正な行為その他これらに準ずる事実ならびにその恐れのある事実を発見したときは、遅延なく監査等委員会に報告する。
- (2)当社および子会社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (3)なお、上記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社ならびに子会社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
- (4)監査等委員は、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、監査等委員会を原則月1回開催する。
- (5)監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室から業務監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図るとともに、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

#### **8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針**

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### **9. 反社会的勢力の排除に向けた体制**

- (1)社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断する。
- (2)同勢力からの不当な要求等に対しては警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

## 10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- (1)財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行なう。
- (2)上記の内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行なう。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断する。
2. 同勢力からの不当な要求等に対しては警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

当社は重要な会社情報の適時適切な開示を実施するため、以下に示す社内体制を構築して迅速な情報管理・統制を図っております。

#### 1. 決定情報および発生情報

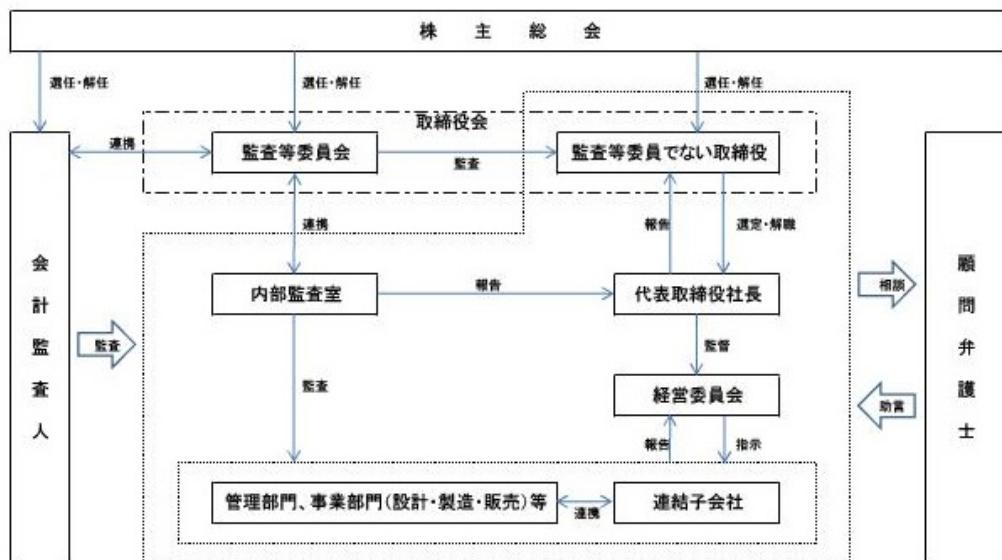
関連各部・子会社より担当役員を通じて業務執行・決定機関である取締役会および経営委員会に伝達・承認された後、情報開示担当役員より速やかに情報取扱責任部門である総務人事部に報告されます。

#### 2. 決算情報

経理部が資料を作成し担当役員を通じて取締役会に諮り・承認された後、情報開示担当役員より速やかに情報取扱責任部門である総務人事部に報告されます。

#### 3. 情報開示

情報取扱責任部門である総務人事部に収集・報告された会社情報は、適時開示規則に従い開示の要否判定を行い、内部監査部門である内部監査室の検証を経て、TDnet・EDINET・ホームページにより開示されます。



【適時開示体制の概要（模式図）】

